

民営職業紹介

ひ

と

2025.4
No.

195

春号



令和6年度事業実施状況、令和7年度事業計画の概要及び会費規程の改正

令和7年度厚生労働省委託事業

民営職業紹介事業者団体と東京労働局による情報交換会の開催

令和5年度職業紹介事業報告の集計結果

外国人雇用実態調査、在留外国人376万人、外国人労働者230万人



Contents

- 3 令和6年度事業実施状況、令和7年度事業計画の概要及び会費規程の改正
- 5 令和7年度厚生労働省委託事業
「職業紹介事業者の適正化推進事業」を受託しました
- 6 令和6年度厚生労働省委託事業
「キャリアコンサルティングの実態把握と課題整理」／令和6年度職業紹介事業者ブロック交流会の開催
- 7 民営職業紹介事業者団体と東京労働局による情報交換会の開催
- 12 令和5年度職業紹介事業報告の集計結果
- 15 外国人雇用実態調査結果が公表されました
- 17 在留外国人数が過去最高の376万人になりました！
- 18 外国人労働者が過去最高の230万人になりました！
- 19 令和7年上期職業紹介事業実践セミナーのお知らせ
- 20 よくわかる職業紹介事業のQ&A
- 21 職業紹介士ネットワーク ～コンバージェンス株式会社～
- 22 新規入会事業所紹介
- 24 「職業紹介事業のQ & A」他新刊書紹介
- 25 民紹協ニュース／編集後記
- 26 職業紹介責任者講習日程
- 27 雇用失業動向／広告

※表紙写真は、「第4回ひととしごと写真募集」優秀賞 中川雄喜氏撮影の作品「伝統の彩色」です。「愛媛県松山市の伊佐爾波神社の欄間壁に施されている装飾用彫刻の色褪せた部分を彩色し直していました。非常に細かい根気のいる手仕事です。」

令和6年度事業実施状況、 令和7年度事業計画の概要及び会費規程の改正



令和7年3月17日(月)、第50回理事会が文京スポーツセンター3階会議室で開催されました。
その内容をご紹介します。

令和6年度事業実施状況

紀陸会長の挨拶ののち、令和6年度事業実施状況(令和7年2月までの実績)が、上市専務理事から報告されました。その概要は以下のとおりです。

・厚生労働省からの委託事業:

①外国人材の職業紹介ガイダンスの開催 20回等

②「民間職業紹介事業におけるキャリアコンサルティングの実態把握・課題整理」報告書の作成

・職業紹介責任者講習:119回開催(前年同期110回) 5,188名受講(対前年同期 1.8%減)

・職業紹介士資格認定事業:新たに認定を受けた職業紹介士18名

・職業紹介事業者ブロック交流会:2回開催、計48名参加

・実践セミナー:基本編7回開催、受講者333名、応用編8回開催、受講者256名、計589名(対前年同期9.1%増)

・職業紹介事業者等に対する相談・支援:1,919件(対前年同期1.5%増)

・メールマガジン:配信数22回 登録者数3,316名

・会員:1,258事業所(対前年同期17事業所減)

・優良事業者等に対する叙勲・表彰:叙勲・褒章3名 大臣表彰等 21名

・名刺交換会の開催:2回 参加者27名

令和7年度の事業計画

職業安定機関をはじめ協力団体等と密接な連携を図りながら、求職者の確保をはじめとする会員事業者等のニーズを的確に把握し、それらを踏まえた事業の展開を図ってまいります。とりわけ7年度においては、新たに次の事業に取り組みます。

・国外にわたる職業紹介に関する自主点検等、職業紹介事業者に対する自主点検リストの作成、配付、相談を行うことにより業界全体のコンプライアンスの向上を図る。

・職業紹介事業者等に対する相談・支援を点から線や面につなげるため、近年の課題である外国人材の職業紹介等を行う事業者が情報交換を行う場として「外国人材紹介フォーラム(仮称)」の設置・開催を検討する。

会費規程の改正(会費の値上げ)

会費の値上げを内容とする会費規程の改正案についてご審議いただきました。その背景・目的や改正のメリット等は以下のとおりです。

- ・民紹協は、昭和62年の設立以来38年間にわたり会費の値上げを行っておらず、むしろ値下げしている。(表1参照)
- ・近年、財政健全化のために、人件費の削減、イベント広報費の削減、職業紹介責任者講習のコスト削減などに取り組んできた。(表2参照)
- ・他の人材ビジネス団体においては、収益に占める会費の割合は軒並み50%を超えている中であって、当協会の会費は14.3%と格安になっている(令和5年度実績)。
- ・最近の急速な物価上昇、委託費や特定費用準備資の減少、デジタル化に対応するとともに、今後の職業紹介責任者講習を巡る環境変化や景気変動、予期せぬ事態に備えて経営安定化の資金を確保するため、会費の値上げをお願いしたい。
- ・値上げの内容は、入会期間による貢献度に応じて年会費を3段階に分けて実施する。
なお、27,000円は、直接会員の入会を認めた平成10年度当初の直接会員の年会費と同水準。

入会年度	年会費
令和8年度以降	27,000円
平成13年度から令和7年度まで	24,000円
平成12年度以前	21,000円

- ・改正のメリットとして、現在年2回オンラインでのブロック交流会のリアル開催を再開すること、実践セミナー等の充実を図ること、アドバイザー等による年間2,000件を超える無料相談窓口の存在を知らない会員に対し、当協会ホームページを見直し、わかりやすく相談窓口を案内して気軽にご相談いただけるよう周知すること等の拡充を行う。
- ・総会で了承いただければ、令和8年度(2026年度)納入分から適用する。

この議案については、会員等には丁寧な周知をして欲しい、会員のメリットをもっとアピールして欲しいなど、様々な意見・要望が出ましたが基本的に了承され、次回理事会で改めて総会付議議案として審議していただくことが了承されました。

表1 会費の変遷

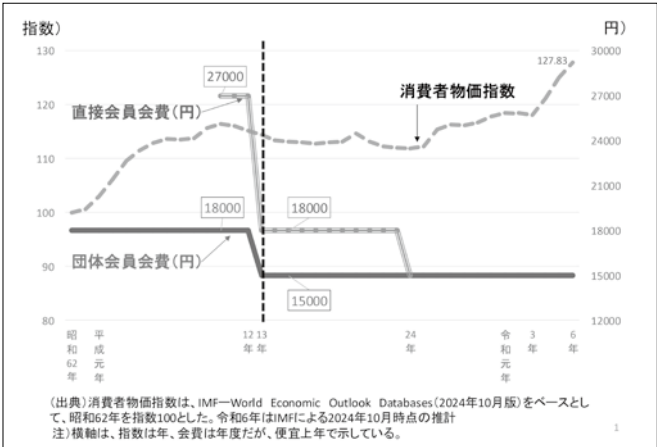


表2 経費削減の取組み

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
1. 人件費の削減				
①会長・専務理事の報酬カット	○	○	○	○
②人員削減(非常勤嘱託)	○		○	
③定期昇給凍結	○	○		
④賞与のカット	○	○	○	○
⑤非常勤役員報酬カット	○	○	○	○
⑥外部講師の謝金のカット	○			○
2. イベント広報費の削減				
①総会のオンライン化		○		
②優良事業功労者等の表彰式の中止		○		
③総会後の懇親会の中止	○	○	○	
④ブロック交流会の縮小・オンライン化	○	○	○	○
⑤機関紙「ひと」の季刊誌化、HPでの提供への移行		○	○	○
3. 職業紹介責任者講習のコスト削減				
①オンライン講習の実施・拡大	○	○	○	○
②ダイレクトメールの回数減	○	○	○	○
③より狭い会場への変更			○	○

「職業紹介事業者の適正化推進事業」を受託しました

民紹協は、令和6年度に引き続き、「職業紹介事業者の適正化推進事業」を厚生労働省から受託しました。

令和7年度の本事業では、一般の職業紹介事業者向け自主点検リストに加え、近年増加が著しい国外にわたる職業紹介に特化した自主点検リストを作成し、自己点検を促すとともに、その点検結果を踏まえた相談に対応するためのコンサルティングを行うことで、業界全体のコンプライアンスの向上を図ります。

また、本事業では、令和7年4月1日からの職業安定法に基づく省令及び指針の一部改正に伴い、人材サービス総合サイトへの手数料実績の掲載が必要となったことから、これに係る支援も併せて行うこととしております。

作成する自主点検リストは、職業紹介の許可を取得されている全ての事業者に送付しますが、送付後には、当自主点検リストに関する説明会も行う予定です。詳細につきましては、9月を目途に、当誌面及び当協会ホームページ等でお知らせいたします。

人材サービス総合サイトへの掲載項目が変わりました

令和7年4月1日から職業安定法に基づく省令及び指針が一部改正され、人材サービス総合サイトへの掲載項目に「取扱業務の職種ごとの平均手数料率(★)」が加えられました。

★「取扱業務の職種ごとの平均手数料率」とは次の通りです。

公開の対象	前年度に取り扱った常用就職(4か月以上の有期又は無期)の実績が多い <u>上位5職種</u> (常用就職の実績が <u>10件以下の職種については掲載不要</u>)
平均手数料率の計算	$\text{平均手数料率} = \frac{\text{求人者から徴収した手数料の総額(常用就職全件分)}^{※1}}{\text{求職者の予定年収の総額(常用就職全体分)}^{※2}}$

※1 法第32条の3第1項第1号(受付手数料、上限制手数料及び第二種特別加入保険料に充てるべき手数料)及び第2号(届出制手数料)に係る手数料の実績の合算額(常用就職全件分)

※2 あっせんにより就職した求職者が従事すべき業務につき1年間に支払われることが見込まれる賃金額の合算額(常用就職全件分)

【その他】

- ・手数料を定額で徴収している場合は、平均手数料率の実績に代えて当該額を掲載することができます。
- ・定額以外でも手数料を徴収している場合(定額による徴収と手数料率による徴収とを併用している場合)は、平均手数料率を算出してください。
- ・上限制手数料及び届出制手数料について、求人者から徴収する手数料額と関係雇用主から徴収する手数料額とを区分して管理している場合は、関係雇用主から徴収する手数料額を除外して平均手数料率を算出してください。
- ・医療・介護・保育分野(うち特定の9分野)に係る「取扱業務の職種別の手数料実績率および離職率」の項目については従来通りの入力が必要です。

★★今回の改正により、入力が必要な情報は次の通りとなりました。

入力内容	有料職業紹介事業者	無料職業紹介事業者
①就職者数及び離職者数(過去6年分)	必要	必要
②取扱業務の職種ごとの平均手数料率(額)	必要	不要
③手数料表	必要	不要
④返戻金制度の有無	必要	不要

キャリアコンサルティングの実態把握と課題整理

成長分野への円滑な労働移動を図るため、民間の職業紹介事業においても、キャリアコンサルティング機能の強化が求められている中、令和6年度に当協会が厚生労働省から委託されたキャリアコンサルティングの実態調査とそれを踏まえて整理した課題の一部をご紹介します。

1 客観的なデータの活用

- キャリアコンサルタントは、職種・地域ごとに、キャリアアップを考える在職者や求職者に対して、就職やキャリアアップに関して客観的なデータに基づいた助言・コンサルティングを行うことが期待されています。今回のアンケート調査やヒアリング調査においては、自社で蓄積したデータを活用している事業所は多いですが、職業情報提供サイト(Job tag)や職場情報総合サイト(しょくばらぼ)などの客観的なデータはあまり活用されていません。客観的なデータの活用の普及を図るためには、どのような場面で、どのように活用すれば効果的か、その活用方法を示した動画を作成して啓発することが有効と思われます。

2 キャリアアップやキャリアチェンジ、成長分野への転職

- 紹介所は基本的に求職者の希望する求人を紹介するため、求職者が希望しないキャリアチェンジや転職を勧めることはしません。しかしながら、求職者の視野や可能性を広げ、より多くの選択肢を提案することも紹介所の役割として重要です。このため、上記の客観的なデータを示しつつ、キャリアアップやキャリアチェンジ、成長分野への転職などの事例を紹介した資料や動画を作成して、普及啓発のためのセミナーなどを開催することが期待されます。
- キャリアチェンジ、成長分野への転職にあたっては、リスクリングが必要となる場合もありますが、紹介所自身が直接リスクリングを行うことは難しいので、活用できるリスクリングに関する情報・リソースも掲載することが望まれます。

3 令和7年度における展開

- 上記の課題に対応して、令和7年度の受託事業においては、さらに民間の職業紹介事業においてキャリアコンサルティングの普及促進を図るための方策を展開することとしています。

令和6年度 職業紹介事業者ブロック交流会を開催しました

- 東日本ブロック 令和7年2月13日(木) 14:00～16:30 (参加者:30名)
講演:東京労働局需給調整事業部 需給調整事業第二課 課長補佐 竹内典子氏
テーマ「最近の指導監督状況と改正職業安定法施行規則について」
- 西日本ブロック 令和7年2月26日(水) 14:00～16:30 (参加者:18名)
講演:大阪労働局需給調整事業部 需給調整指導官 青木 健氏
テーマ「職業紹介事業の運営にあたり留意すべき点について」

今年度もオンラインによる開催となりました。労働局のご講演終了後には情報交換会を行いました。両日とも、「求人サイト、人材データベース等の活用と効果」、「外国人材の職業紹介に関する留意点」のテーマで参加者の皆様にお話しいただきました。

求人サイトや人材データベースに関しては、業者から紹介事業所への売り込みが激しく、中には詐欺まがいのものもあるということで、注意喚起をされた方がおられました。外国人材の職業紹介に関しては、外国籍であるご自身の経験を元にお話をくださった方の、「日本の賃金は低くなっているけれども、日本に来る外国人は日本が好きだから日本で働きたいという人が多い。」という言葉が印象的でした。お忙しい中ご参加いただいた皆様に心から感謝申し上げます。

民営職業紹介事業者団体と東京労働局による 情報交換会の開催

1月30日(木)、東京労働局において、東京労働局需給調整事業部と民営職業紹介事業者団体代表による情報交換会が開催されました。出席者は、東京労働局からは需給調整事業部長秋場美紀子氏、需給調整事業第一課長堀米晋氏、需給調整事業第二課長伊勢田浩二氏をはじめ11名の幹部職員の方々に出席いただきました。また、事業者団体からは民紹協職員の他、別掲の事業者団体幹部が出席し、熱心な情報交換が行われました。

1 「職業紹介事業運営自主点検チェックリスト」について

令和7年1月1日及び令和7年4月1日施行の職業安定法施行規則等の改正等を受け、標記チェックシートのアップデートをお願いいたします。

回答) 職業安定法施行規則等の改正内容を反映したものを令和7年度にアップデートする予定です。

2 取扱職種の範囲等の届出について

取扱職種の範囲等の届出に関しては、取扱職種以外に、地域、賃金、対象者など多様な範囲の届出が認められていますが、最近、事前に届け出ていない事項について、求職者の応募が制限される事例があります。

例えば、ホームページの求職者向け情報において、年齢の制限、週の労働時間の上限、給与の上限、在留カードまたは特別永住者証明書等の所持者であることなどにより応募を制限しているものが見受けられます。

これらは、本来「取扱職種の範囲等の届出」により届け出ておくべきものであり、それ以外は全件受理すべきではないかと思います。

「取扱職種の範囲等の届出」により、どこまで事前の届出が必要かご教示ください。

回答) 職業紹介事業者は、職業安定法第5条の7

第1項において、求職の申込みは全て受理しなければならないこととされています。その申込みの内容が法令に違反するときはこれを受理しないことが出来ますが、全件受理が原則となります。

また、同法第32条の12第1項の規定に基づき職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲を定め、これを厚生労働大臣に届け出た場合には、求職の申込みの全件受理という原則は取扱職種の範囲等の範囲内に限り適用されるものとなります。

このため取扱職種等の範囲を定める場合は、必ず「取扱職種の範囲等の届出」を提出する必要があります。

3 届出事業所以外での職業紹介業務について

最近、紹介従事者の自宅など事務所以外の場所においてオンラインで求職者の相談・支援等を行うことが増えております。

これに関して、事務所以外の場所において求職者に対する相談・支援、求人の紹介行為を行っている場合であっても、求人・求職の受理の行為は行っていないときは、事業所として届け出る必要はないものと解してよろしいでしょうか。

回答) 職業紹介事業は、許可を受けた事業所にお

いて行うこととされておりますが、イベント等の一時的・臨時的な場合において職業紹介を行うことを可能としております。(この場合でもプライバシーの保護が保たれた場所に職業紹介責任者が速やかに到着出来る体制を整えておく必要があります。)

しかし、このような一時的・臨時的な場合について、想定を超え、恒常的に職業紹介を行う場合は、事業所新設の届出を行う必要があります。

また、オンラインを利用した職業紹介事業はあくまでも許可された事務所においてであり、許可された事業所ではない場所で職業紹介を行うことは出来ないとされております。

このことから恒常的に、許可を受けた事業所以外の場所においてオンラインで職業紹介事業を行う場合には、新設の届出をする必要があると考えられます。

4

祝い金等の金銭提供禁止の許可条件化について

令和7年1月1日から、職業紹介事業において祝い金等の金銭提供禁止が許可条件化されます。その際、社会通念上相当と認められる場合は、例外として祝い金等の金銭提供が認められるとされています。

今般の許可条件化に伴い、違反が継続・反復する場合は、許可取消という行政処分の対象になりますが、一般的に、不利益な行政処分を行う場合には、具体的な基準を定め、公表することが望まれます。「社会通念上相当と認められる程度」について、基準や目安をお示しいただくか、あるいは認められる事例・認められない事例をできるだけ多く例示していただくようお願いします。

なお、かつて500円程度のクオカードの提供は認められると労働局のホームページに記載されていた時期もありましたが、現在ではその表記が消えております。500円程度のクオカードの提供は認められるのでしょうか。

回答) 職業安定法指針では、「求職の申込みの勧

奨については、(中略)職業紹介事業者が求職者に金銭等を提供することによって行うことは好ましくなく、祝い金その他これに類する名目で社会通念上相当と認められる程度を越えて金銭等を提供することによって行ってはならないこと。」とされており、金額の多寡に関わらず、金銭等提供は好ましいものではありません。

その上で、「社会通念上相当と認められる程度」に係る判断については、提供される金銭等の趣旨だけでなく、額や経済価値、提供方法、その有する離転職誘因効果、料金請求等に係るトラブルが生じやすい又は生じてきた形態かどうかなど、労働市場への影響にかんがみ、総合的に判断いたします。

5

求人情報および求職者情報の提供者に対する謝礼について

職業紹介事業の業務運営要領第1職業紹介事業の概要1〈2〉職業紹介への該当性では、「職業紹介事業者に対し、求人申込みの意向を持つ求人者がある旨の情報提供を行うことは職業紹介に該当しない。」と記載されています。

職業紹介事業者以外の者から、求人情報や求職者情報を提供してもらった場合に一定の謝礼を支払うという制度を設け、そのことをホームページ等で周知したとしても、提供行為は職業紹介に該当せず、特に問題はないと解してよろしいでしょうか。

回答) 職業安定法指針で規定されている求職者への金銭提供は、職業紹介事業者以外の者が行う行為の職業紹介該当性について判断するものではありません。

具体的には個別に判断することになりますが、ご質問のケースについては、仮に、職業紹介事業者又は募集情報等提供事業者に求人情報や求職者情報を提供する者が、求職者又は労働者になろうとする者でない場合、当該情報提供の対価を支払うことは、職業安定法指針で規定する求職者への金銭提供にはあたりません。

6

金銭等提供禁止におけるポイントカードのポイント付与について

募集情報等提供事業者向けのリーフレットにおいて、ポイントカードのポイントも金銭と同じように利用できるため、ポイント付与も原則禁止の対象とされています。

原則ということは、例外的に認められるケースがあるということでしょうか。あるとすれば、どのようなケースでしょうか。

回答) 令和7年4月1日から労働者になろうとする者に対する募集情報等提供事業の利用の勧奨について、金銭等の提供自体が好ましくなく、お祝い金その他これに類する名目で社会通念上相当と認められる程度を越えて金銭等を提供することは原則禁止の対象となります。例外的に認められるケースについては、個々の内容により総合的に判断するものですが、例えば

- ・サービスの質の向上のため、利用者にアンケート等への回答を求める場合であって、抽選により少数者に対して500円程度相当のポイントを付与する場合
 - ・イベント来場者を確保するため、転職フェアへの来場及びブース訪問者に対して、500円程度相当のポイントを提供する場合(求人サイトへの登録の対価として提供されるものを除く)
- については、今般の措置の趣旨に照らし、原則禁止の対象外となります。

7

職業紹介事業と特定募集情報等提供事業の兼業について

(1)職業紹介事業者が特定募集情報等提供事業を兼業している場合、特定募集情報等提供事業の届出を怠っていると、指導や罰則の対象になるのでしょうか。

回答) 特定募集情報等提供事業を行おうとする場合は、職業紹介事業者であっても職業安定法第43条の2に定める届出が必要であり、この届出をしないで特定募集情報等提供事業を行った場合は

同法第65条第7項により罰則の規定があるため、対象になる可能性があります。

(2)職業紹介事業者として労働局の定期指導を受ける際、併せて募集情報等提供事業についても、指導監督の対象になることがあるのでしょうか。

回答) 定期指導については、実施する労働局の指示に沿ってご対応願います。

8

有期労働契約を更新する場合の基準の記載方法について

令和6年4月から、求人票の記載にあたって有期労働契約を更新する場合は、その基準を記載しなければならないこととされました。

有期労働契約を更新して有期労働者に係る定年年齢を超える場合、定年年齢を上限とすると記載をしてもよいでしょうか。また、就業規則にその旨を記載しておく必要があるでしょうか。

回答) 有期労働者に係る更新の上限年齢の定めが法令に違反しない内容であって、その内容が就業規則等に定められている場合は、更新の基準を記載してください。

なお、定年年齢に係る法令及び就業規則に関する内容については、管轄する部署にご相談ください。

9

短期日雇の紹介を行う場合の求人求職管理簿の様式について

現在、東京労働局において示されている求人管理簿・求職管理簿の様式例は、業務運営要領に基づき作成されていますが、常用雇用の紹介を前提としたものになっています。一方、労働局によっては(北海道労働局など)、長期常用型用と短期日雇型用の2種類を示しているところがあります。短期日雇の職業紹介を行う場合は、短期日雇型用の様式例が実情に合っているのではないかと思います。東京都内の職業紹介事業者においても、短期日雇の職業紹介を行う場合は、短期日雇型用の様式例を使うことはできないでしょうか。

回答) 求人求職管理簿に記載する内容が職業紹

介事業の業務運営要領に定める内容であればよく、様式例の使用を限定しているものではありません。

10 書面提出による 労働局の定期指導について

最近、労働局の定期指導にあたって、対面だけでなく、書類提出によるケースも増えていると聞きます。差し支えなければ、書面提出による定期指導はどのような場合か、また、今後書面提出が増えると、定期指導の対象事業所も増えるのかなどについてご教示をお願いいたします。

回答) 定期指導を含め指導監督の選定及び手法に係るご質問についてはお答えしかねます。

11 求人・求職の有効期間について

求人求職管理簿に記載する求人・求職の有効期間については、有効期間がある場合は当該有効期間を記載することとされ、必ずしも有効期間を定めなければならないとされていません。このため、求人求職管理簿の「有効期間」欄が空欄となっている事例が見受けられます。

しかしながら、

- ①事業報告書を作成する場合、有効期間を定めない、無効処理を行わない限り有効求人者数及び有効求職者数が無限に積み上がることとなりますが、実際は、有効期間を定めないまま年度末などで無効にしているケースが多いのではないのでしょうか。
- ②令和4年の改正職業安定法Q&Aにおいて、「提供している求人等に関する情報の内容に変更があったにもかかわらず、更新がなされないままの状態が続くことのないよう、一定の期間を設けて確認をする必要があります。」とされています。

上記理由により、有効期間を設けるよう徹底すべきではないかと思いますが、東京労働局の見解をご教示ください。

回答) 有効期間を設けることについては、法律や業務運営要領で定められているものではありません。

ませんが、実態に基づいた内容の報告や管理を行っていただくよう、機会をとらえて周知してまいります。

12 外国人材を雇用する求人者への教育 について

外国人材を雇用する事業者が増加しておりますが、今後、外国人材の定着がますます重要になると思われます。

このため、初めて外国人材を雇用する求人者等に対して、定着に向けての留意事項として、将来のキャリアの見通し、相談者の設定、仕事の指示の伝え方、日本語教育などについて、具体的に教育する機会を設けていただくようお願いします。なお、当協会でも類似のセミナーを実施しているところです。

回答) 当部管轄外の内容のためお答えしかねます。

13 日々紹介における週残業及び休日労働の考え方について(一般社団法人 全国サービスクリエーター協会)

次の場合についての考え方についてご教示ください。

- (1)日々紹介において、同一の求人先に同一の労働者が勤務し、週の労働時間が40時間を超えた場合の法定時間外労働の考え方について

- ①法定時間外労働となり、割増賃金の対象となるのか。
- ②起算日は、紹介先の週の起算日からとなるのか。または勤務実績になるのか。

回答) 当部管轄外の内容のためお答えしかねます。

- (2)ホテルなどの休日が曜日で定められていない求人先への日々紹介において、同一の求人先に同一の労働者が勤務し、連続7日間勤務をした場合の法定休日労働の考え方について

- ①求人先の就業規則で定められた休日が、1週間に1回の場合7日目は法定休日労働となり、割増賃金の対象となるのか。

②求人先の就業規則で定められた休日が、4週間を通じて4日の場合7日目は法定休日労働となり、割増賃金の対象となるのか。

回答) 当部管轄外の内容のためお答えしかねます。

14

研修会等について(公益社団法人全日本マネキン紹介事業協会)

(1)本年度も、従事者研修会において労働局担当官にご出講いただき、職業紹介事業の適正な運用について講義していただきました。毎回、受講者より好評なので、引き続きお願いいたします。

回答) ご依頼いただければ対応させていただきます。

ます。

(2)AIに関する知識の乏しい紹介事業者を対象に、紹介事業に係るAIの勉強会も開催していただければありがたいです。

回答) ご意見として承ります。

15

求人・求職管理簿等のデジタル化等(公益社団法人 日本全職業調理士協会)

求人・求職管理簿等のデジタル化を進める場合は、対応に時間がかかるので、ゆとりのある通知をお願いいたします。

回答) ご要望の趣旨は承知しました。



【左側】民営職業紹介事業者団体 【右側】東京労働局

民紹協以外で参加いただいた職業紹介事業者団体の方々(敬称略)

日本看護家政紹介事業協会

全国サービスクリエーター協会

日本全職業調理士協会

全国ホテル&レストラン人材協会

全国調理士紹介事業福祉協会

直接会員ネットワーク

事務局長 清川 啓三

会 長 佐藤 昭彦

事務局長 黒岩 俊行

副会長 淵上 順也

事務局長 金子 将之

委 員 阿知波弓子

令和5年度職業紹介事業報告の集計結果

令和7年3月31日、厚生労働省より「令和5年度職業紹介事業報告の集計結果」が発表されました。その集計結果概要を掲載するとともに、有料職業紹介事業の近年の傾向を把握するため、過去5年間の職業紹介事業報告の結果を整理しました。令和5年度は、対前年度増減率でほとんどの実績が増加しています。

【集計結果の概要(全体状況)】

令和5年度の民営職業紹介事業(有料・無料)に関連するデータについては、新規求職申込件数(+34.3%)、常用求人数(+19.9%)、常用就職件数(+8.4%)、手数料収入(+8.6%)、臨時日雇求人数延数(+19.5%)、臨時日雇就職延数(+33.5%)、国外にわたる職業紹介状況の就職件数(+63.0%)などほとんどが増加しています。

【令和5年度職業紹介事業報告の集計結果】

【概要】

()内は対前年度増減率

I 民営職業紹介事業所(有料・無料)

1 新規求職申込件数	約3,882万件	(34.3%)
(1) 有料職業紹介事業	38,608,712件	(34.7%)
(2) 無料職業紹介事業	212,141件	(△11.7%)
2 求人数(常用求人)	約1,296万人	(9.9%)
(1) 有料職業紹介事業	11,856,612人	(10.9%)
(2) 無料職業紹介事業	1,105,294人	(0.4%)
3 就職件数(常用就職)	約88万件	(8.4%)
(1) 有料職業紹介事業	843,950件	(9.0%)
(2) 無料職業紹介事業	33,752件	(△4.1%)
4 手数料収入	約8,362億円	(8.6%)
うち 常用就職に係る手数料(※1)	約7,821億円	(7.9%)
うち 常用就職1件あたりの手数料(※2)	約93万円	(△1.0%)

5 国外にわたる職業紹介状況(上記1～3の外数)

(1) 新規求職申込件数	66,319件	(23.8%)
・ 有料職業紹介事業	65,870件	(24.2%)
・ 無料職業紹介事業	449件	(△10.4%)
(2) 求人数	31,685人	(28.3%)
・ 有料職業紹介事業	31,288人	(29.2%)
・ 無料職業紹介事業	397人	(△15.2%)
(3) 就職件数	18,131件	(63.0%)
・ 有料職業紹介事業	17,824件	(63.7%)
・ 無料職業紹介事業	307件	(30.1%)

II 特別の法人無料職業紹介事業の状況

1 新規求職申込件数	19,350件	(1.9%)
2 常用求人数	21,426人	(△31.6%)
3 常用就職件数	9,303件	(4.3%)
4 国外にわたる職業紹介状況(上記1～3の外数)		
(1) 新規求職申込み件数	7,147件	(19.5%)
(2) 求人数	6,592人	(12.3%)
(3) 就職件数	5,088件	(6.3%)

III 特定地方公共団体無料職業紹介事業の状況

1 新規求職申込件数	20,063件	(△21.7%)
2 常用求人数	201,894人	(△21.5%)
3 常用就職件数	6,278件	(△23.7%)

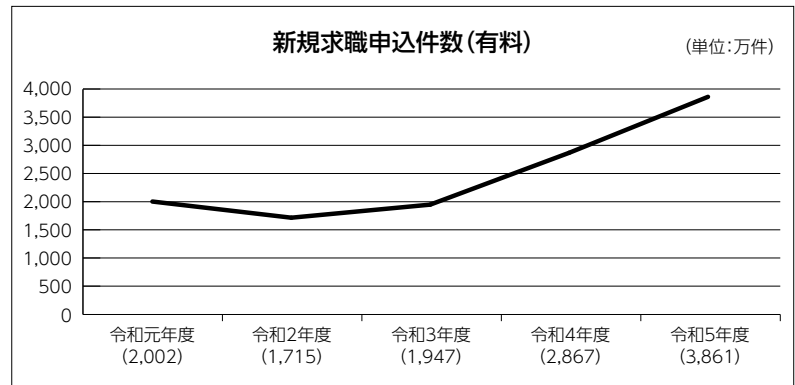
(※1)「常用就職に係る手数料」は、4か月以上の期間を定めて雇用されるもの又は期間の定めなく雇用されるものの就職に係る手数料をいいます。

(※2)「常用就職1件あたりの手数料」は、常用就職件数の合計値と常用就職に係る手数料の総額より算出しています。

(注)対前年度増減率については、令和4年度の発表数値を基に算出しています。

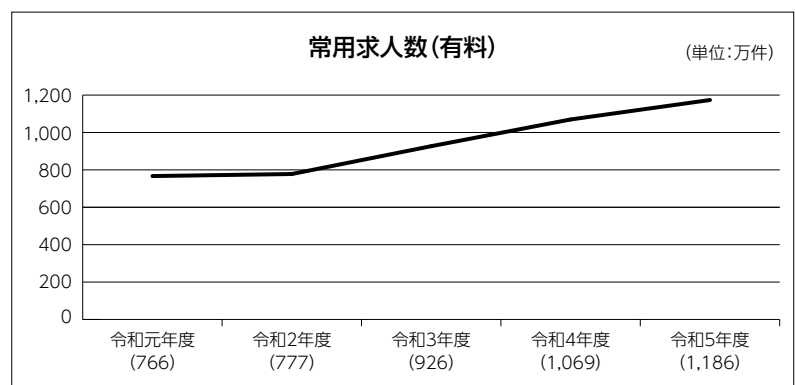
1.「新規求職申込件数(有料)」

有料職業紹介事業所の新規求職申込件数は、令和5年度は令和4年度と同様対前年度増減率で34.7%と大幅に増加しました。



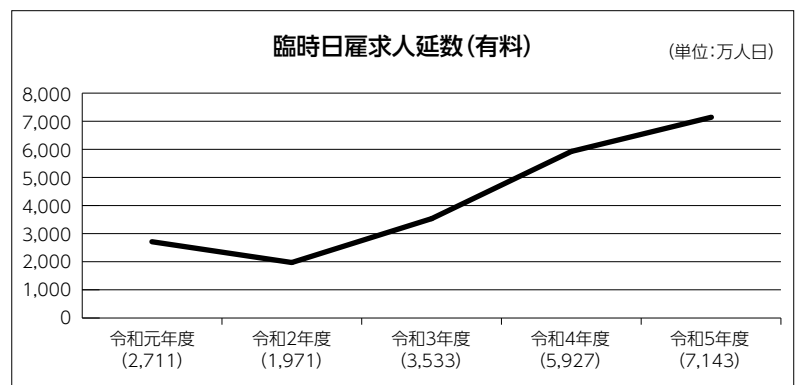
2-1.「常用求人数(有料)」

有料職業紹介事業所の常用求人数は、近年増加傾向にあり、令和5年度も対前年度増減率10.9%増加しました。



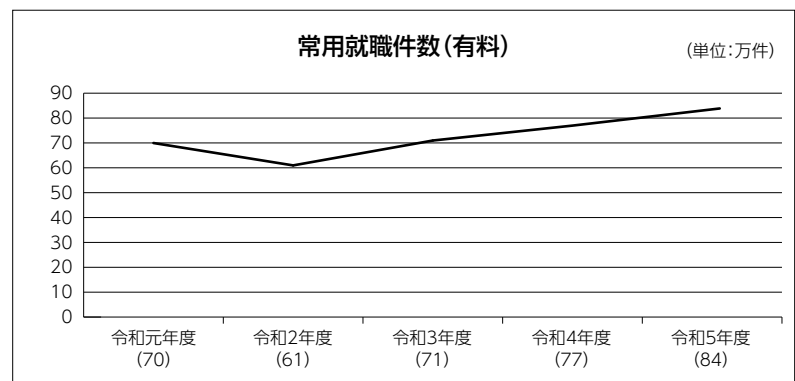
2-2.「臨時日雇求人延数(有料)」

有料職業紹介事業所の臨時日雇求人延数は、令和5年度は対前年度増減率で20.5%増加しました。



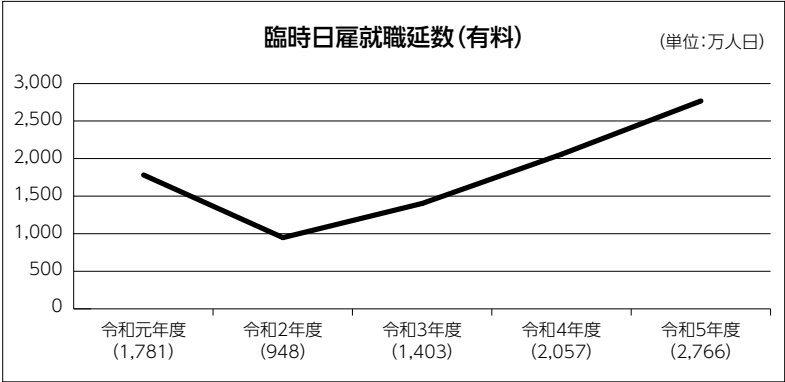
3-1.「常用就職件数(有料)」

有料職業紹介事業所の常用就職件数は、令和5年度は対前年度増減率で9.0%増加しました。



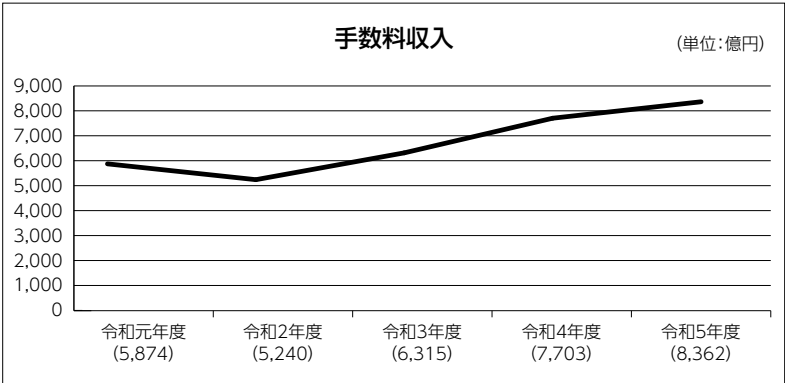
3-2.「臨時日雇就職延数(有料)」

有料職業紹介事業所の臨時日雇就職延数は、令和5年度は令和4年度と同様対前年度増減率で34.4%と大幅に増加しました。



4.「手数料収入」

有料職業紹介事業の手数料合計は、令和5年度は対前年度増減率で8.6%増加しました。



●個別手数料収入明細

(単位:億円)

年度	上限制	求人受付	求職受付	求職者紹介	小計	届出制	手数料合計
令和元年度	28	3	9	2	42	5,832	5,874
令和2年度	13	1	2	1	18	5,222	5,240
令和3年度	11	1	3	2	17	6,298	6,315
令和4年度	13	1	6	1	21	7,682	7,703
令和5年度	18	3	14	1	37	8,325	8,362

(注)数字は丸めたため(四捨五入を行っている)、必ずしも小計は各欄の合計と一致しない。

令和5年度の手数料収入のうち届出制は、対前年度増減率で8.4%、上限制は、42.7%それぞれ増加しました。なお、令和5年度手数料合計のうち届出制が99.6%を占めています。

外国人雇用実態調査結果が公表されました

令和6年12月26日に厚生労働省から、「令和5年外国人雇用実態調査」の結果が公表されました。

実施時期: 令和5年10月～11月(9月30日現在の状況を調査)

調査対象: 雇用保険被保険者数5人以上、かつ外国人労働者を1人以上雇用している事業所
9,450事業所及び当該事業所に雇用されている外国人常用労働者

有効回答: 3,534事業所及び外国人労働者11,629人

結果の概要は以下の通りです。

■事業所調査

【雇用状況】

外国人労働者数は約160万人、うち「専門的・技術的分野」約57万人(35.6%)、
「身分に基づくもの」約49万人(30.9%)、「技能実習生」約36万人(22.8%)

【外国人労働者を雇用する理由】

労働力不足の解消・緩和のため	64.8%
日本人と同等またはそれ以上の活躍を期待して	56.8%
事業者の国際化、多様性の向上を図るため	18.5%

【雇用形態】

正社員 52.7%(期間の定めのない者34.8%、定めのある者17.9%)
正社員以外 46.8%(期間の定めのない者8.2%、定めのある者38.6%)

【賃金・労働時間】 フルタイム労働者の賃金等

全体では、267.7千円(所定時間155.8時間、19.8時間残業)

専門的・技術的分野	285.9千円(158.6時間、17.5時間残業)
特定技能	232.6千円(159.9時間、23.8時間残業)
技能実習	204.1千円(163.2時間、26.2時間残業)
身分系資格	302.3千円(149.5時間、18.5時間残業)

(職業別)

管理的職業	681.0千円(158.2時間、5.9時間残業)
専門的・技術的職業	370.1千円(153.0時間、11.4時間残業)
事務的従事者	301.9千円(156.7時間、12.1時間残業)
販売従事者	251.1千円(144.9時間、9.1時間残業)

【雇用に関する課題】

日本語能力等のためにコミュニケーションがとりにくい	44.8%
在留資格申請等の事務負担が面倒・煩雑	25.4%
在留資格によっては在留期間の上限がある	22.2%
文化、価値観、生活習慣等の違いによるトラブルがある	19.6%

■労働者調査

【国別状況】 ベトナム29.8%、中国15.9%、フィリピン10.0%

【職業】 生産工程 34.4%、専門的・技術的職業 14.4%、サービス職業 13.8%

【日本国内での最終学歴】 高校41.4%、大学30.9%、専門学校・職業訓練校9.3%

【日本語能力】(会話)

日常的なことなら短い会話に参加可能	25.3%
幅広い話題について自由に会話が可能	16.4%
会話の場面に応じた言葉を使うことができる	13.3%
日本語で会話はほとんどできない	2.7%

【入職経路】

(入職前居住地が国内の外国人の入職経路)

「知人、友人」	43.0%
「求人広告(求人情報誌・インターネット)」	19.3%
「日本国内の民間紹介会社」9.9%、「その他」	6.2%

(入職前居住地が海外からの外国人の入職経路)

「出身国・地域の紹介会社・個人」	51.5%
「日本国内の紹介会社・個人」	13.5%
「出身国・地域のその他の機関」	12.0%
「出身国・地域の語学学校」	9.9%

【入国に要した費用】

20万円以上40万円未満	23.0%
20万円未満	19.2%
80万円以上100万円未満	14.3%

【入国に要した期間】

6か月以上1年未満	35.1%
3か月以上6か月未満	22.6%
1年以上	19.4%

【転職時の賃金変動】 約6割が増加、約16%が減少

在留資格別にみると、専門的・技術的分野のうち技術・人文知識・国際業務では「10%以上30%未満増加(29.1%)」、「30%以上増加」(26.8%)が多く、留学生、特定技能や定住者では「変わらない」(それぞれ50.7%、28.2%、25.1%)が多い。技能実習では「10%以上30%未満増加」(21.2%)もいるが、「10%以上30%未満減少」(17.7%)もいる。

【就労上のトラブルの状況】

紹介会社(送り出し機関含む)の費用が高かった	19.6%
トラブルや困ったことをどこに相談すればよいか分からなかった	16.0%
事前の説明以上に高い日本語能力を求められた	13.6%

詳しくは、以下をご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_46975.html



【参 考】

技能実習生が来日前に借金をしている者は全体の約55%、借金の平均額は547,788円

【資料出所】出入国在留管理庁「技能実習生の支払いに関する実態調査」(令和4年7月)

特定技能外国人が仲介機関に支払った手数料を借金で賄った金額は、

借金をしていない 81.9%、10万円以上30万円未満 7.3%、50万円以上4.2%、
5万円以上10万円未満 3.2%

【資料出所】出入国在留管理庁「特定技能制度及び技能実習制度に関する意識調査」(令和4年7月)

* 育成就労の外国人が来日前に母国の人材会社に支払う手数料などを、日本での月給の2か月分とし、支払額との差額を企業負担とする案が検討されています。

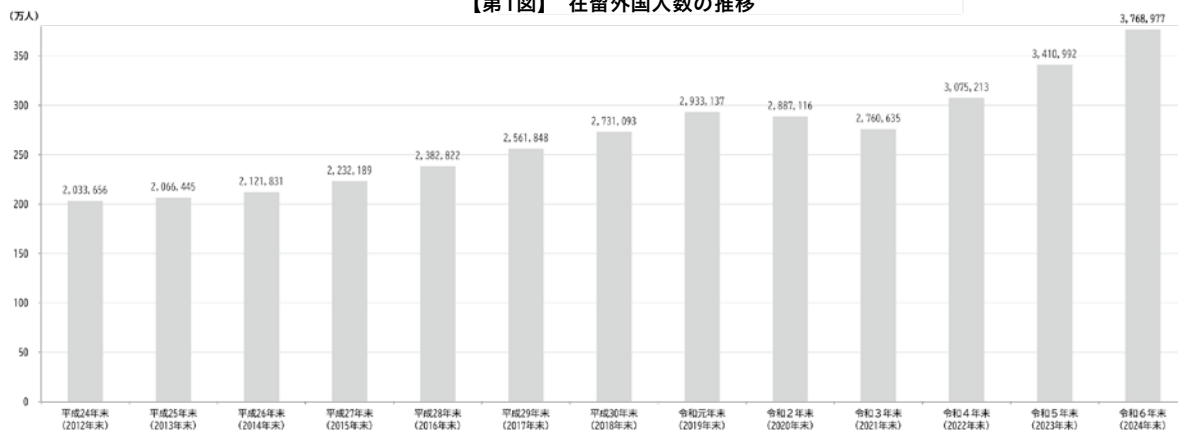
在留外国人数が過去最多の376万人になりました！

出入国在留管理庁は、3月14日在留外国人数が2024年末に376万9千人となり、3年連続で過去最多を更新したと発表しました。概要は次の通りです。

在留外国人数は、376万8,977(前年比35万7,985人、10.5%増)

性別では、男性191万3,516人(構成比50.8%)、女性185万5,431人(同49.2%)

【第1図】 在留外国人数の推移



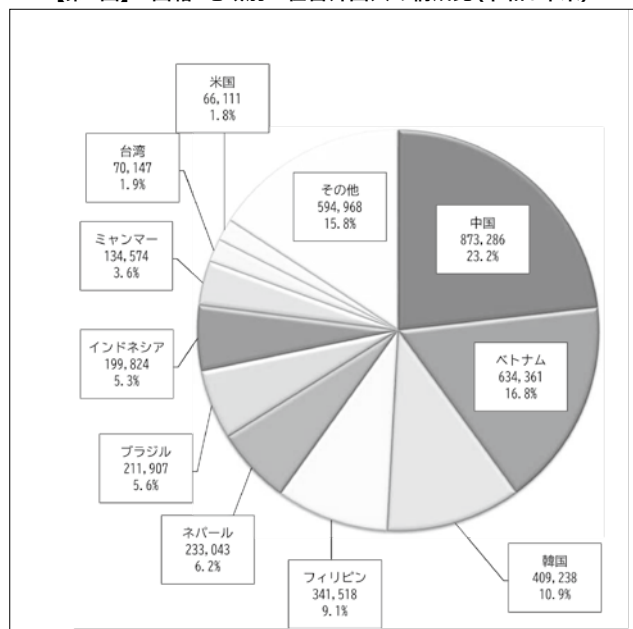
国籍別では、韓国を除きいずれも前年末に比べ増加しています。

1	中国	873,286人	(+51,448人)
2	ベトナム	634,361人	(+69,335人)
3	韓国	409,238人	(-918人)
4	フィリピン	341,518人	(+19,472人)
5	ネパール	233,043人	(+56,707人)

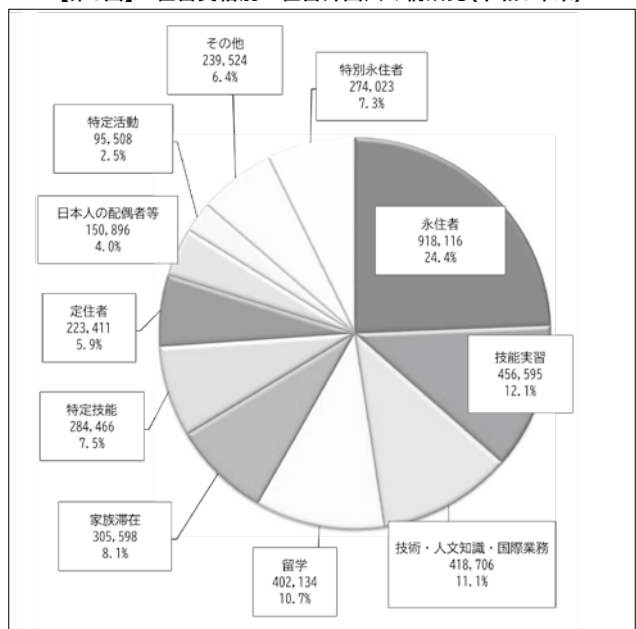
在留資格別では、「永住者」が最も多く、次いで「技能実習」「技術・人文知識・国際業務」「留学」「家族滞在」と続いています。

1	永住者	918,116人	(+26,547人)
2	技能実習	456,595人	(+52,039人)
3	技術・人文知識・国際業務	418,706人	(+56,360人)
4	留学	402,134人	(+61,251人)
5	家族滞在	305,598人	(+39,578人)

【第2図】 国籍・地域別 在留外国人の構成比(令和6年末)



【第3図】 在留資格別 在留外国人の構成比(令和6年末)



都道府県別では、東京都で全国の19.6%、次いで、大阪府、愛知県、神奈川県、埼玉県と続いています。

1	東京都	738,946人	(+75,584人)
2	大阪府	333,564人	(+32,074人)
3	愛知県	331,733人	(+20,888人)
4	神奈川県	292,450人	(+24,927人)
5	埼玉県	262,382人	(+27,684人)

詳しくは、次をご参照ください。

出入国在留管理庁
「令和6年末」公表資料



<https://www.moj.go.jp/isa/content/001434755.pdf>

外国人労働者が過去最高の230万人になりました！

厚生労働省は、令和6年10月末現在の外国人材の雇用についての届け出実績を公表しました。

外国人労働者数は、2,302,587人で、前年比 253,912人増加し、過去最高を更新し、対前年増加率12.4%は前年と同率です。

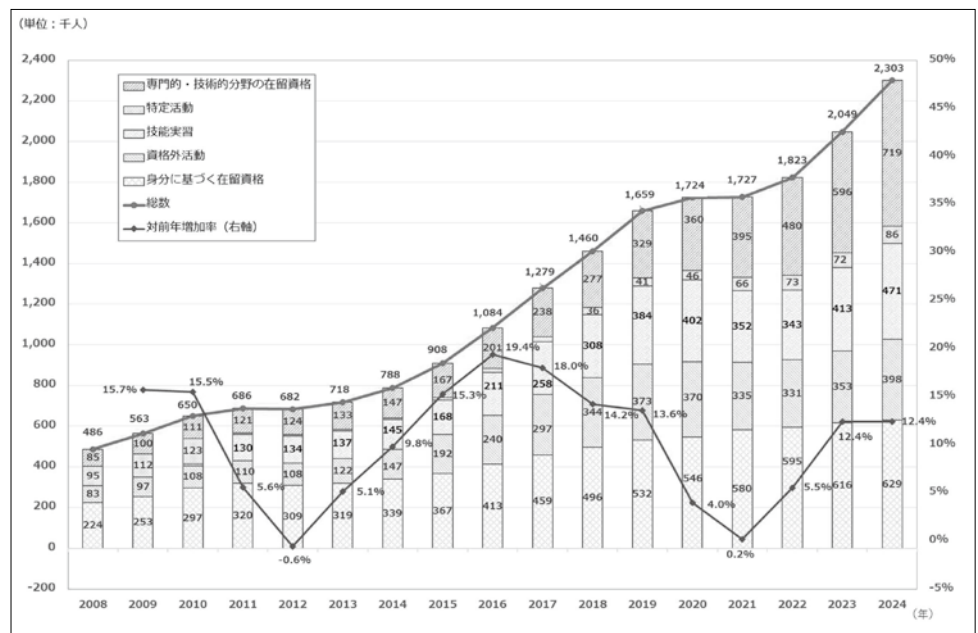
国籍別では、ベトナムが最も多く、570,364人(全体の24.8%)、次いで中国 408,805人(同17.8%)フィリピン245,565人(同10.7%)の順であり、前年増加率が大きい国は、ミャンマー(+61.0%)、インドネシア(+39.5%)、スリランカ(+33.7%)となっています。「特定技能」は、206,995人で前年比68,477人(+49.4%)の増加です。

在留資格別には、専門的・技術的分野718,812人(全体の31.2%)、身分に基づく在留資格629,117人(同27.3%)、技能実習470,725人(同20.4%)であり、前年比では専門的・技術的分野の在留資格が(+20.6%)、特定活動(+19.5%)、技能実習(+14.1%)増加です。専門的・技術的分野の内、「特定技能」は、206,995人で前年比68,477人(+49.4%)の増加です。

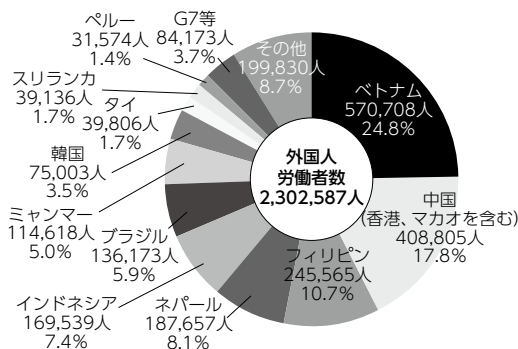
産業別では、製造業598,314人(全体の26.0%)、サービス業(他に分類されないもの)354,418人(同15.4%)、卸売業、小売業298,348人(同13.0%)の順となっています。

事業所数では、342,087所と過去最多であり、前年比7.3%増加です。

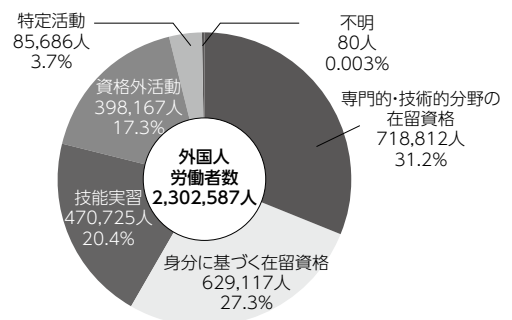
在留資格別外国人労働者数の推移



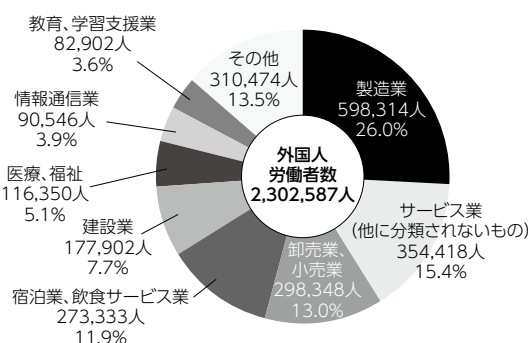
国籍別外国人労働者の割合



在留資格別外国人労働者の割合



産業別外国人労働者数の割合



資料出所：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況まとめ」



令和7年度上期の職業紹介事業実践セミナーは、次の日程です。参加をお待ちしています。

〈基本編〉

セミナー名	開催月日	講 師	内 容
行政機関による 定期指導・調査の実務 セミナー ＊資料郵送	24年5月22日(木) 24年9月25日(木) 14:00 - 17:00	民紹協職業紹介事業 アドバイザー 津田 滋	労働局の定期指導・調査への対応に役立ちます。日頃からどのようなことを心掛け、日々の職業紹介業務をどう進めればよいかの参考になります。
新・紹介担当者のための 新求人票セミナー	25年7月24日(木) 14:00 - 17:00	民紹協職業紹介事業 アドバイザー 市川 雅彦	職安法で定められた労働条件の明示事項やミスマッチを防ぐための求人票作成のポイントの解説と、演習を通じて求人票改善の具体策を考えます。4月以降の法改正も説明します。
職業紹介事業実務 セミナー	25年8月29日(木) 14:00 - 17:00	民紹協職業紹介事業 アドバイザー 齊藤 昇司	職業紹介の実務にポイントを絞ったセミナーで、職業紹介責任者講習をさらに掘り下げ、4月以降の法令等の改正点もご説明します。自信をもった実務ができます。

＊受講料：会員4,000円、非会員6,000円 ＊資料郵送の場合は、受講料に加え郵送料430円がかかります。

〈応用編〉

セミナー名	開催月日	講 師	内 容
外国人材の 職業紹介セミナー	①25年5月27日(火) 13:00 - 17:00	民紹協アドバイザー 外国人材関係の行政書士 コンサルタント	外国人材紹介に関する全体像が理解できます。紹介実務・ビザ・法令・外国人材紹介事業の立上げ方・進め方を説明します。技能実習制度の見直しの情報もお話しします。
求職者確保に役立つ 就職支援スキルアップ セミナー	25年6月19日(木) 9:30 - 17:00	民紹協職業紹介事業 アドバイザー 齊藤 昇司	求職者支援の全貌(マッチング、書類作成、求職者との面談法、面接指導)を理解でき、自信を持って求職者の支援ができるようになります。ワークショップ型のセミナーです。
よくわかる ホワイトカラーの 職業紹介実務	25年7月17日(木) 13:00 - 17:00	民紹協職業紹介事業 アドバイザー 津田 滋	ホワイトカラーの職業紹介実務の進め方(求人開拓・求職者開拓)について全般をご説明します。(紹介会社に手数料を払っても紹介を依頼するのは?)
トラブル・行政処分等に 学ぶ紹介事業の 健全運営	25年8月22日(金) 13:00 - 17:00	民紹協職業紹介事業 アドバイザー 田中 久	健全な紹介所をめざすには、法改正にも対応した適正な業務運営が不可欠です。実際に生じたトラブルや行政処分の事例なども取り上げます。
外国人材の定着を 高めるセミナー★	25年9月19日(金) 14:00 - 17:00	Jコンサルティング合同会社 代表 高橋 恵介 氏	外国人材の定着を高めるノウハウを職業紹介事業者から求人者に教え、続けて外国人材の求人がくるようになります。

＊受講料：半日セミナー：会員6,000円、非会員8,000円 1日セミナー：会員8,000円、非会員10,000円

★印セミナーは、会員5,000円、非会員7,000円

「外国人材紹介フォーラム(仮称)」を開催します

外国人材の職業紹介については、これまで当協会主催の実践セミナーや委託事業のガイダンスなどに、多数の方にご参加いただいています。そういう方々に対する継続的な支援や交流を図るため、新たな試みとして「外国人材紹介フォーラム(仮称)」を開催します。当協会の外国人材セミナー講師等からの情報発信の後、参加者の皆さまからの意見交換等を考えております。細部は決定次第ご案内します。候補日：7月29日(火)

よくわかる職業紹介事業のQ&A

当協会の相談専用窓口にて、最近寄せられた相談事項をQ&Aの形態で紹介致します。

Q₁

**紹介手数料の返戻にあたって
適格返還請求書の交付が必要か**

紹介した求職者が採用され紹介手数料を受領していましたが、求職者が早期に離職したため、返戻金を支払うこととなりました。知人から、課税事業者は商品やサービスの返還に伴い適格返還請求書を交付する必要があると聞いたことがあります。紹介手数料の返戻にあたって、適格返還請求書を求人者に交付する必要がありますか。ある場合は、適格返還請求書にはどのようなことを記載すればよいでしょうか。

A₁

適格返還請求書とは、課税事業者が返品や値引きにより売上げの返還を行う際に交付する書類のことです(消費税法57条の4第3項)、「返還インボイス」とも呼ばれています。本件の場合は、紹介所(売り手)が求人者(買い手)に対して交付することが想定されます。

適格返還請求書の交付を受けた買い手は、

適格返還請求書をもとに、返品した金額を課税仕入額から除外することができます。

本件について、貴紹介所が適格請求書発行事業者であって、求人者が課税事業者である場合は、適格返還請求書を交付する必要があります。

適格返還請求書の記載事項は、次のとおりです。

- ①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ②売上げに係る対価の返還等を行う年月日及びその売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
- ④売上げに係る対価の返還等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額
- ⑤売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額等又は適用税率

さらに詳しく知りたい方やご不明の点があれば、税理士等にご相談ください。



大切にしているのは「人の想い」。 幅広い人材支援で組織や人事の課題解決に貢献

コンバージェンス株式会社 岩下裕子

東京都港区

事務所が入居する
東京ミッドタウン

コンバージェンス株式会社は、企業と人に起点を置いた、包括的な人材紹介サービスを提供しております。「良い人材が見つからない」「採用したあとどのように教育したらいいか分からない」「バックオフィス業務を担当する人がいない」など、会社が抱えている人材に関する課題はさまざまです。弊社では、企業のご要望に可能な限り対応するために「人材紹介」に加えて「企業向けの研修教育」と「BPO(バックオフィス/ミドル業務の代行)」の3事業を展開しています。

私が職業紹介士を取得した背景は、職業紹介における法令やキャリア支援の知識を深めたい、求職者や企業からの信頼を得たい、転職エージェントとしてスキルアップしたいと考え取得いたしました。人材紹介はマニュアルや定量的な仕事では済まないところがあります。

長年人事を経験してきた私が大切にしているのは、「ビジョンマッチング」や「人の想い」です。採用企業が求めていることを正しく理解し、ビジョンへ共感した人材をご提案する。求職者においても、求人提案から面接対策、そして入社後は定期的にコンタクトを取ることで、寄り添った支援を心がけております。求職者および求職者のご家族の人生において重要な判断となるイベントであることを常に意識し、そもそも転職が必要であるかどうかから考え、その方にとってベストなキャリア構築となるべく最大限の支援をいたします。

人に寄り添った支援をするには、社員が働きやすい環境を作ることも大切です。社員が精神的に余裕を持ち業務に取り組めるように、得意・関心領域をさらに伸ばし、社員一人一人のパフォーマンスを踏まえたKPIを設け、リモートワークを推奨し、定期的なミーティングで社員が進言しやすい雰囲気を作っています。

今後も業界動向、採用市場、専門職種の知識の最新情報を常にキャッチアップし、企業や求職者に価値を提供できる存在であり続けたいです。

コンバージェンス株式会社

本社所在地: 東京都港区赤坂9-7-1 ミッドタウン・タワー18F
代表者氏名: 代表取締役 松田 僚太郎
創立年月: 2017年11月
従業員数: 15名



一番前の黒い服を着ているのが筆者です。

事業所名	住 所	ごあいさつ
R&りょう 群馬事務所	群馬県藤岡市 浄法寺61-2 050-1809-2332	医薬品業界の中でも臨床開発に携わる人財をメインにしております。事業環境が大きく動き始めた業界ですが、その中で求人企業のさらなる発展と求職者の充実したキャリア形成を愚直に真摯にサポートしていきます。
賀矢インターナショナル株式会社  賀矢インターナショナル株式会社	東京都墨田区 両国2-10-6 Lorence Noda6F 03-6822-5155	弊社はインドネシアなどからの訪日観光の旅行会社として、長年培ってきた経験と実績を基に、2024年12月より職業紹介事業をスタート致しました。職業紹介事業では新参者ですが、今までも、そしてこれからも、人と人との信頼関係を要(かなめ)として事業に携わってまいります。現地に精通している社員も在席しており、それを基に最適な人材を企業様へご紹介できるように努めます。皆様のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い致します。
株式会社 日本DX人材センター  日本DX人材センター	東京都千代田区 丸の内1-8-2 鉄鋼ビルディング21F 070-3858-5334	弊社は、SalesforceなどのSaaSツールの活用推進や運用保守に関する学習機会と実務経験を提供し、即戦力となるDX人材を育成しています。そして、本人の希望に応じて、求人企業に紹介しています。デジタルスキルを習得し経験を積むことで、個々のキャリアの自立と再構築につなげ、また、受入企業のDXを活用した成長への貢献を目指しています。
株式会社 box 	東京都渋谷区 幡ヶ谷2-9-11 幡ヶ谷DKビル2F 03-5308-1321	弊社は2021年の設立以来、ゲーム用のイラスト制作会社として豊富な実績とノウハウを蓄積してきました。イラストは全て内製で制作しており、5つの強みがあります。・最速制作・工程単体制作・多種多様な絵柄に対応・量産が必要なIPプロジェクトに強い・中長期プロジェクトも安定した品質のイラストを提供強みを活かして、ゲーム業界に精通した専門のエージェントが、あなたにあった会社を紹介致します。
マイエグゼクティブサーチ株式会社 MyExecutiveSearch	東京都台東区 西浅草3-22-3 浅草タワー1907 090-6037-5786	「企業の課題を人材で解決したい。また、素晴らしい方がいれば、企業へご提案し、企業と人材の価値を高めたい。」などと思い創業させて頂きました。この人材業をしている方の中で、新卒採用に携わり、中途採用でも若手からミドル、そしてエグゼクティブの採用全てに関わり、30年以上人材業をしております。お付き合いする企業は発展し、発展させる事の出来る人材をご提案して参りたいと考えております。
株式会社 エントリーポイント	東京都渋谷区 神泉町20-21 クロスシー渋谷神泉ビル 3-05 070-2646-4418	弊社ではソフトウェアエンジニアの学習支援を行っております。紹介先企業様の技術詳細を深く理解させていただくことで、学習内容への反映を通じ、開発者様のキャリア形成のお手伝いと、企業様の開発課題・採用課題の解決を目指しております。
株式会社 ショーファーサービス <i>Chauffeur Service</i>	東京都千代田区 内神田1-14-5 NK内神田ビル4F 03-5209-7300	株式会社ショーファーサービスは、お客様の日常に寄り添う、最良のパートナーを目指して高品質な各種サービスを提供しております。職業紹介事業では、スキルや職歴、実務年数、またはグローバル企業における実績や経験など、特に高度で希少な実績を有する経営者、経営幹部などのエグゼクティブクラスや、高度専門職、希少性が高く優秀な人財紹介を通じて、人と人とのつながりを大切に、心豊かな企業としてお客様に愛されるサービスの提供を目指します。

	事業所名	住 所	ごあいさつ
中部地区	公益財団法人 新潟県雇用環境整備財団	新潟県上越市 本町3-4-1 025-526-3310	当財団は、地域の雇用環境を整備し、若者の地元定着やUIターンの促進を図るため、県、市、民間企業等の出捐により設立されました。ハローワーク・市・商工団体などと連携して事業を行っており、更に、上越市及び妙高市が共同で設置した求人サイトの運営等も受託したことから、今後も、地域に貢献できる活動を目指します。
	株式会社大光銀行 	新潟県長岡市 大手通1-5-6 0258-36-4111	大光銀行は、地域の企業と求職者をつなぐ人材紹介サービスを提供しています。業界に精通したエージェントと連携して、企業に対して経営課題の解決に最適な人材を紹介し、求職者に対しても寄り添ってキャリアアップをサポートしています。人材紹介を通じ、企業価値向上の支援、ひいては新潟県の地方創生に貢献していきます。
東海地区	株式会社 True colors 	愛知県名古屋市 中区栄4-12-26 栄CDビル601号室 080-7664-5511	全業種対応の人材紹介会社です。キャリアコンサルタントの視点を持ち求職者に寄り添い、求人企業様も含めたアフターフォローを大切にしています。
	プレシャスト株式会社 	愛知県名古屋市 中区錦2-15-20 三永伏見ビル3F 052-211-7618	社会が企業へ求める役割を常に変化していく中、『最適な人材を最適な企業へ』『求む企業へ求む人材を』を心掛け人材派遣事業を行っております。システム開発に於いてもこの心掛けは同様であり、ニーズにあった技術・仕組みを提供し続けております。常に可能性に向き合い、つなげ、未来を切り拓く！人や仕組み作りでお困りの方からは高く評価されております。
関西地区	株式会社グルメ杵屋 	大阪府大阪市住之江区 北加賀谷屋3-4-7 06-6683-1222	弊社は、飲食店のチェーン店を中心に全国展開している会社で、グループ会社としては、機内食や冷凍おせちの製造、鉄道事業、介護事業等多岐にわたり運営しています。その中で少子高齢化人口減少という日本の構造課題を背景に日本で働きたい世界中の若者達のキャリアサポートを付加価値と提供していく登録支援機関を運営しています。ASEAN地区を中心とした方の紹介と各国の通訳を通じて幅広く支援を行い適正な労働環境で豊かに規律ある会社様への御紹介を行うことにより企業様の期待に応えられる外国人材総合紹介事業を目指しています。
	株式会社 カスタマーグループ 	大阪府大阪市中央区 西心斎橋1-15-7 心斎橋アサノビル4F 06-6253-8617	弊社は、ネパール・インドネシアの優秀な人材を特定技能VISAでの紹介業務を行っております。現在、ネパールで日本語学校の開校を準備しており、現地での日本語教育や文化理解をサポートできる体制を整えています。採用から就労開始後までしっかり寄り添い、企業と人材のスムーズなマッチングを目指します。経験豊富なスタッフが対応し、企業と人材双方にとって安心できる環境づくりを大切にしています。
	株式会社リック 	兵庫県加古川市 野口町坂元68-1 上月ビル301 079-490-5725	弊社は、太陽光発電事業を母体とし、建設事業、蜂の巣駆除、農業、美容エステなど多くの事業を取り入れております。今年から新たに人材派遣、有料職業紹介事業をスタートいたしました。弊社では、実際に技能実習生を雇用して外国人が活躍する姿を見ておりますが、皆さん素晴らしく頑張ってお仕事をしています。今後、外国人雇用を多くの企業様へ紹介し、雇用する側、雇用される側が安心したサポートができる事業をめざし進めて参りたいと思います。

事業所名		住 所	ごあいさつ
九州地区	有限会社 ティアンドティ・ジャパン	熊本県熊本市中央区 上通町2-30 ニューキクチビル3F 096-359-6083	熊本市中心部で1988年に創業し、38年の歴史を持つ英会話スクールを関連会社に持つ当社は、海外からの語学人材や国内人材の紹介に実績があります。近年は台湾半導体メーカーの熊本進出に伴い、中国語人材の紹介も強化。さらに、増加する外国人移住者に対応するため、日本語教師養成講座を修了した教師の紹介事業も開始しました。

【事業所名のみのご紹介】

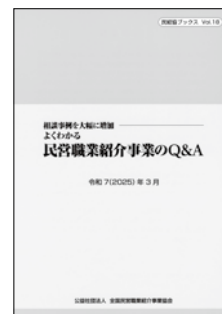
事業所名	住 所	電話番号
株式会社 REAL MANGYAN	北海道札幌市北区北9条西3-15 ClarkNord1109	090-3117-4291
株式会社ホクトコーポレーション	宮城県仙台市青葉区上愛子字堀切1-13	022-391-5661
株式会社ボルテックスセイブン	群馬県安中市原市432	027-382-3333
株式会社サンスイ興産	茨城県つくば市小野崎254	029-846-5590
DeAi 協同組合	埼玉県朝霞市東弁財1-6-28 宮田ビル2F	048-260-6661
株式会社 DAIDO	東京都荒川区南千住6-21-1	090-1794-0458
首都圏商工建設協同組合	東京都千代田区岩本町1-9-6 岩本町田中ビル1F	03-5829-6824
マンセイ行政書士事務所	東京都練馬区光が丘2-7-7-202	090-2158-7109
株式会社ショーファーサービス	東京都千代田区内神田1-14-5 NK 内神田ビル4F	03-6684-7300
朋・英株式会社	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1 横浜ランドマークタワー2002	045-663-2869
株式会社はあとふるあたご	新潟県新潟市中央区下大川前通四ノ町2186	025-228-5000
日南株式会社	岐阜県岐阜市六条江東2-8-18 エムステイト103号	058-201-1357
株式会社ピリープ	兵庫県加古川市志方町志方町742-1	079-452-4001
有限会社 I&You Company	和歌山県和歌山市東高松2-5-28 行政書士中原満久事務所内	073-488-5690
えひめファッション産業協同組合	愛媛県松山市余戸中6-4-33 第一ソーイングビル201	089-972-8822
柏木マネキン紹介所	鹿児島県鹿児島市南新町15-27	099-259-7017

「よくわかる民営職業紹介事業のQ&A」の改訂版が発刊されました！

「よくわかる民営職業紹介事業のQ&A」の改訂版が、3月上旬に発刊されました。

職業紹介責任者講習では詳しい事例等の説明はできませんが、この書籍では、Q&A方式で様々な事例が掲載されています。今回は、17ページ追加しさらに充実しました。改訂内容は、令和4年10月から令和7年4月までの法改正への対応、外国人材では入管法の改正（「技能実習制度の廃止と育成就労制度の創設など」）等、分かりやすく多様な具体的事例を紹介しています。業務を進めていく上で、困った時には回答が得られます。

ぜひご活用ください。頒布価格 2,000円



「民営職業紹介事業における職業紹介の技法と実務」の改訂版が発刊されました！

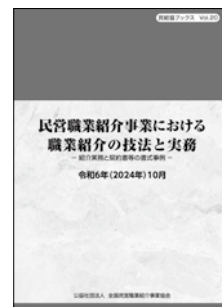
「民営職業紹介事業の技法と実務」の改訂版が、10月下旬に発刊されました。

職業紹介責任者講習では、法令や規則が中心でありあまり触れられていない、マッチング、求職者との面談法、魅力的な書類の書き方、面接のアドバイス等が記載されています。

また、必要な契約書や帳票も満載です。

新しく職業紹介事業を始められる方、紹介事業の基本部分を再学習したい方どうぞご利用ください。

また、次の点を新しく20ページ追加しております。



頒布価格 2,000円

「求人・求職者開拓」「オンライン面接の注意点」

「業務管理ソフトの活用」「これから職業紹介事業にとって大切なこと」

1. 定時社員総会のご案内

開催日時 令和7年6月13日(金)14時～

会 場 浅草ビューホテル

概 要

- 社員総会
- 優良民営職業紹介事業功労者等の表彰式
- 講演会『春はあけぼの…社会改革、企業変革と外部人材』
講演者:早稲田大学スポーツ科学学術院教授・民紹協理事 武藤泰明氏
- 懇親会

優良民営職業紹介事業功労者等の表彰式に出席者は決定次第、ご連絡いたしますので、ぜひご出席ください。
また、昨年に引き続き懇親会の開催を予定しております。会員の皆さまには、後日文書でご案内等と出欠連絡票及び委任状等をお送りしますので、よろしくお願いいたします。

2. 会費納入のお願い

令和7年度の請求書をお送りしています。納入期限は5月30日(金)です。よろしくお願いいたします。



編集後記 3月17日に理事会が開催され、令和7年度の事業計画や収支予算をご承認いただきました。今回はそれらに加え、会費の値上げについてご審議いただきました。

当協会では財政事情の悪化を受けて、令和2年10月に学識経験者と職業別団体からの推薦者による「民紹協の財政健全化に向けての検討会」を設置し、4回にわたり議論を重ねて翌年4月に報告書をまとめました。その概要は本誌の2021年(令和3年)5月号の7ページに紹介しております。

検討会において、職業紹介責任者講習の強化や経費削減策とともに、会費の値上げも検討していただきましたが、一部の委員の反対があり、「コロナ禍により会員の経営環境が悪化しており、会費の値上げは多くの退会を招き、会費収入の増加につながらないおそれがある。」として見送った経緯があります。

その後今日に至るまで人件費の削減などの様々な経営努力を重ねてきましたが、職業紹介責任者講習を巡る環境の変化等により、赤字の状況が続いております。このため、当協会の持続的な発展のための安定的な財政基盤を構築すべく、他団体の会費も参考にして、改めて会費の値上げをご審議いただいた次第です。その概要は本誌4ページに紹介しております。

次回5月20日の理事会において、改めて総会付議事項として審議いただくこととしております。

会員の皆様におかれても、内容をご覧のうえご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

民営職業紹介



民営職業紹介 ひと No.195 春号

令和7年4月8日発行

編集人 上市 貞満

発行所 公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会

〒113-0033 東京都文京区本郷3-38-1 本郷信徳ビル5階

TEL.03-3818-7011 (代表) FAX.03-3818-7015

印刷所 日本印刷株式会社

令和7年4月～令和7年6月 お申込み受付中

★「理解度確認試験」を平成31年4月から実施しています。全ての講義を受講し、理解度確認試験合格者に受講証明書を交付しています。

【令和7年3月現在】

開催日	曜日	開催地	会場	定員
令和7年 4月18日	金	福岡県(博多市)	天神ビル 11F「9号会議室」	60
〃 4月21日	月	東京都(千代田区)	連合会館 2F「201会議室」	60
〃 4月23日	水	オンライン開催		60
〃 4月25日	金	オンライン開催		60
〃 5月 1日	木	オンライン開催		60
〃 5月 9日	金	香川県(高松市)	高松センタービル 12F「大会議室」	60
〃 5月12日	月	東京都(千代田区)	連合会館 2F「201会議室」	60
〃 5月14日	水	オンライン開催		60
〃 5月16日	金	広島県(広島市)	広島国際会議場 B1F「会議運営事務室①+②」	60
〃 5月19日	月	東京都(千代田区)	連合会館 2F「201会議室」	60
〃 5月21日	水	オンライン開催		60
〃 5月23日	金	オンライン開催		60
〃 5月26日	月	東京都(千代田区)	連合会館 2F「201会議室」	60
〃 5月28日	水	オンライン開催		60
〃 5月30日	金	大阪府(大阪市)	ホテルアウリーナ大阪 3F「生駒」	60
〃 6月 2日	月	オンライン開催		60
〃 6月 4日	水	愛知県(名古屋市)	ウインクあいち 12F「1203号室」	60
〃 6月 6日	金	オンライン開催		60
〃 6月 9日	月	東京都(千代田区)	連合会館 2F「201会議室」	60
〃 6月11日	水	オンライン開催		60
〃 6月16日	月	東京都(千代田区)	連合会館 2F「201会議室」	60
〃 6月18日	水	石川県(金沢市)	金沢商工会議所会館 2F「研修室BC」	60
〃 6月20日	金	オンライン開催		60
〃 6月23日	月	東京都(千代田区)	連合会館 2F「201会議室」	60
〃 6月25日	水	大阪府(大阪市)	ホテルアウリーナ大阪 3F「生駒」	60
〃 6月27日	金	オンライン開催		60

○講習時間……9時30分～17時(時間厳守)※全ての方がこの講習時間となります。

○受講費用……12,500円(民紹協会員は8,800円)(税込)

※振込手数料はお客様負担となりますので、あらかじめご了承ください。

【オンライン講習について】

受講前に必ずオンライン講習受講時のマニュアルの必読及び接続確認をお願いします。(注意事項は多岐にわたりますので、必ず受講前ご確認ください。)

オンラインでの受講はカメラ、マイク付のパソコンを利用した講習です。(携帯電話、スマートフォン、タブレットでの受講はできません。また、推奨環境についても当協会HPにて確認をお願いします。)

受講申込みは、開催日の3か月前から当協会ホームページ

<https://www.minshokyo.or.jp/> の「受講申込みフォーム」、または、FAXにて承ります。

※FAXによるお申込みを希望される場合は、お電話にて申込用紙をご請求ください。

※オンライン開催分はFAXでのお申込みはできませんので、ご注意ください。

公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会

雇用失業動向

厚生労働省の「一般職業紹介状況」によりますと、令和6年12月、令和7年1月、2月の有効求人倍率(季節調整値)は1.25倍、1.26倍、1.24倍とほぼ前期と変わらずです。また、総務省の「労働力調査」によりますと、同時期の完全失業率も 2.5%、2.5%、2.4%と前期と変わらずでした。3月の日銀短観による業況判断では、12月の前期と変わらずでしたが、先行きは5ポイント低下しています。また、雇用判断は12月から1ポイント下がりましたが、先行きは更に2ポイント下がり、求職者不足の状況は更に厳しくなる見通しです。

新規許可事業所	令和6年10月	令和6年11月	令和6年12月	令和7年1月	令和7年2月	令和7年3月
有料職業紹介事業所	254	251	268	282	253	288
無料職業紹介事業所	4	5	3	8	4	3

雇用・失業情勢関連指数		令和6年9月	令和6年10月	令和6年11月	令和6年12月	令和7年1月	令和7年2月
雇用者数※	実数(万人)	6149	6166	6167	6181	6163	6152
完全失業者数※	実数(万人)	173	170	164	154	163	165
完全失業率※	(季節調整値、%)	2.4	2.5	2.5	2.5	2.5	2.4
有効	求人数(万人、カッコ内は対前年同月増減率、%)	236 (▲3.9)	244 (▲2.8)	243 (▲2.1)	241 (▲1.8)	243 (▲1.7)	246 (▲3.4)
	求職者数(万人、カッコ内は対前年同月増減率、%)	190 (0.0)	192 (0.1)	187 (0.0)	179 (▲0.5)	181 (▲1.2)	186 (▲2.5)
	求人倍率(季節調整値、倍)	1.24	1.25	1.25	1.25	1.26	1.24

(出典)厚生労働省「一般職業紹介状況」、総務省「労働力調査」

求職者獲得・求人管理の課題をまとめて解決!

人材紹介業専門 WEBサイトパッケージ

ジョブカム
Collect Auto Marketing

月間
平均 **40** 名の
求職者登録実績!

初期費用0円~!

低コストでスタート可能

強力なSEO効果!

Google検索で上位表示対策済の
貴社専用サイトをご用意

エンジニアは不要!

アルバイトでも
更新・管理可能

運用労力を軽減!

クライアント&求人管理システム搭載
専用システムで脱Excelを実現

.com
Dotcom Marketing

株式会社ドットコム・マーケティング

職業紹介事業 許可・届出受理番号 15-ユ-300096
労働者派遣事業 許可・届出受理番号 派 15-300424

詳しくは

<https://job-cam.com>



導入実績2,000社のパイオニア



ITreview Grid Award
3期連続受賞

人材紹介特化型のクラウド型マッチングシステム

porters AGENT

2023年2月
「PORTERS Mobile
(携帯版)」
リリース!



「事業の立ち上げ」から「売上最大化」に必須の標準機能

- 求人、求職者データ、選考データ管理機能 ● 自動マッチング機能 ● KPI、プロセス管理機能
- メール、履歴書などのテンプレートを標準装備(カスタマイズ可)
- 事業報告書、求人管理簿、求職管理簿、手数料管理簿にも対応

「生産性向上」「マッチング率向上」に役立つ追加機能 ※一部有料

- 求人媒体からの求職者自動取込 ● LINE/SMS連携
- 面談日程自動調整 ● 自動掘り起こしによる応募数拡大支援

1ユーザーあたり月額
15,000円(税込)~

30日間の無料トライアル実施中!

デモ、資料によるご案内希望など、各種お問い合わせはこちらから



03-6432-9829



sales@porters.jp



<https://hrbc.porters.jp/>



porters

ポーターズ株式会社 〒107-0052 東京都港区赤坂 8-5-34 TODA BUILDING 青山3階